(歴)

(Ⅲ)

第一条から第六条まで 略

第一条から第六条まで

至 三 密

圣 三 路

別表 (第二条関係)

教育職員免許法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称) 进 过	額 (円)
一 教育職員免許法(昭和二十四	盎	盤	备
年法律第百四十七号。以下この			
表において「法」という。) 第			
五条第一項又は法第十六条第一			
項 に規定する普通免許状の			
授与(法第五条の二第三項に規			
定する新教育領域の追加の定め			
を含む。三の項において同			
బ °)			
二 法第五条第二項に規定する特	盤	盎	备
別免詐状の授与			
三、法第五条第五項に規定する臨	盎	盤	备
時免許状の授与			
	'	/>/>/>/>/>/>/>/>/>/ 	8888888888888
<u> </u>	盤		

別表 (第二条関係)

一 教育職員免許法の施行に関する事務

一 孝iii 單复合きなのが不いほうご		ı	
事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
一 教育職員免許法(昭和二十四	盤	盎	盎
年法律第百四十七号。以下この			
表において「浜」という。) 第			
五条第一項又は法 <u>第十六条の二</u>			
第一項に規定する普通免許状の			
授与(法第五条の二第三項に規			
定する新教育領域の追加の定め			
を含む。三の項において同			
2°)			
二、法第五条第三項に規定する特		盤	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
別免許状の授与	<u> </u>		<u> </u>
三、法第五条第六項に規定する臨		盤	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
時免許状の授与	<u> </u>		<u> </u>
田 4/111111111111111111111111111111111111			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	 		,,,,,,,,,,,,
六、法第九条の二第一項に規定す	教育職員免許状	一人に	111, 000
る普通免許状又は特別免許状の	有効期間更新手	T thu	
有効期間の更新	数季		
七、法第九条の二第五項に規定す	教育職員免許状	一人に	111' 000
る普通免許状又は特別免許状の	有効期間延長手	T #0	
有効期間の延長	<u> 教</u>		
<u> </u>	盗	盤	备
	-10 - 21 (盤	盤

確認 寺で定める期間内にあることの 講習の課程の修丁後文部科学省 頃第三号に規定する免許状更新 現程の修丁の確認及び同条第三項に規定する免許状更新 項に規定する免許状更新講習の 法」という。) 附則第二条第二 争。以下この表において「改正 律(平成十九年法律第九十八 務員特例法の一部を改正する法 十一 教育職員免許法及び教育公	認等手数料 更新講習修了確 数有職員免許状	<u>いき</u> 人口	1111 000
規定する修了確認期限の延期十二 改正法附則第二条第四項に	更新講習修了確 教育職員免許状	<u>しき</u> 人に	111' 000
	料即即延期手数	, ,,,,	
十三 改正法附則第二条第五項に	教育職員免許状	1 < 7	111' 000
規定する免許状更新講習の受講		C HU	
十四、六の頃、七の頃及び十一の一角除の認定	教育職員免許状除認定手数料		111140
頃から十三の頃までに掲げる事	有効期間更新証券言單具分言出	<u></u>	
務に係る証明書を発行した旨の	明書等発行証明	, ,,-	
証明書の交付	書交付手数料		
十五 六の項、七の項及び十一の	教育職員免許状	一連に	<u> </u>
項から十三の項までに掲げる事	有効期間更新証	(4tu	
務に係る証明書の書換え	明書等書換え手		
	<u> 教</u>		

11 盤